佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱

平成 30 年５月 23 日 林業第３５９号 制定
令和３年４月 19 日 林業第１５４号 改正
令和５年４月３日 林業第３１１号 改正
令和６年３月 29 日 林業第 2961 号 改正
令和７年４月１日 林業第１２０号 改正
令和８年４月１日 林業第１４８号 改正

（趣旨）

第１条　知事は、荒廃森林及び間伐が実施されず荒廃する恐れのある森林、花粉を発生させる森林並びに伐採後の跡地において、森林所有者等による間伐、伐採や再造林等を促進し、森林の荒廃防止や花粉の少ない苗木への植え替えを加速化するため、別表１の事業主体（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県造林補助金交付要綱（昭和５３年１２月２０日　佐賀県告示第８６７号。以下「造林事業補助金交付要綱」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）、佐賀県次代へつなぐ森林再生事業実施要領及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　第１項の補助事業者は、前項の（２）から（７）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の対象経費及び補助率）

第３条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表１のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

３　第１項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が佐賀県次代へつなぐ森林再生事業実施要領第６第１項に定める日までとし、その提出部数は１部とする。

４　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、６０日とする。

（補助金の交付申請及び受領の委任等）

第５条　事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。

２　補助金の申請及び受領の委任を受けた者（以下、「代理人」という。）は、事業主体に代って補助金の交付申請及び受領を行うものとする。

３　前１項の規定により代理人が補助金交付申請をするときは、補助金交付申請書に前条第１項に掲げる書類のほか委任状（様式第２号）の写しを添付して行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

２　規則、この要綱及び造林事業補助金交付要綱の規定に従うこと。

３　補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成２４年１０月９日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として２人以上の者から見積書を徴すること。

　なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。

ア　特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上２人以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ　一件の購入予定金額が１０万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。

４　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

５　規則第２２条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがある。

６　知事は、補助事業者が第２条に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

７　知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

８　補助事業の完了年度から起算して５年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は、当該補助事業の施行地における立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、様式第３号により、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

９　前６項から前８項及び造林事業補助金交付要綱第５条第７項に該当する場合は、それぞれに補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、前記によりがたい場合には、知事に協議することができる。

（竣工検査及び補助金の査定）

第７条　知事は、間伐又は再造林等を完了し、補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請の提出があったときは、竣工検査を行い、補助金の査定を行う。

（補助金の交付決定等）

第８条　知事は、補助金査定の結果に基づいて、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

２　第４条第２項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の交付決定及び額の確定を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第４条第２項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第４号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第９条　規則第１５条第１項に規定する補助金交付請求書は、様式第５号のとおりとする。

（書類の経由）

第１０条　規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。ただし、第９条に規定する補助金交付請求は、所轄農林事務所を経由しないものとする。

（補足）

第１１条　佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定める。

附　　則

この要綱は、平成３０年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和３年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和５年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和６年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和７年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和８年度分の補助金から適用する。

別表１

事業区分	事業主体	対 象 経 費	補　助　率
１　間伐タイプ (1)条件不利地対策	造林事業補助金交付要綱第２条第１項別表に定める事業主体。ただし市町を除く。	別表２に掲げる事業を行うのに要する経費	定額 （３６８千円/haから造林事業で交付される補助金を差し引いた額）
(2)自力等対策	同上	同上	切捨間伐　６８％以内 搬出間伐　６８％以内 森林作業道の開設・改良　８５％以内 ただし、事業費は造林事業標準単価及び間接費の率を用いて算出された標準経費とする。 なお、造林事業標準単価及び間接費の率については、佐賀県造林事業実施要領第６の規定を準用する。
２　花粉削減タイプ 自力等対策	造林事業補助金交付要綱第２条第１項別表に定める事業主体。ただし市町を除く。	別表２に掲げる事業を行うのに要する経費	伐倒、搬出集積　６８％以内 ただし、事業費は造林事業標準単価及び間接費の率を用いて算出された標準経費とする。 なお、造林事業標準単価及び間接費の率については、佐賀県造林事業実施要領第６の規定を準用する。
３　皆伐タイプ 再造林対策	造林事業補助金交付要綱第２条第１項別表に定める事業主体。ただし市町を除く。	別表２に掲げる事業を行うのに要する経費	（１）森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画の対象森林（以下、各種計画）の場合 再造林 サガンスギ以外：２２％以内 サガンスギ　　：２７％以内 下　刈　３２％以内 （２）各種計画かつ効率的な施業が可能な森林の区域の場合または特定機能回復事業の林相転換特別対策の場合 再造林 サガンスギ以外：１８％以内 サガンスギ　　：２３％以内 下　刈　２８％以内 （３）（１）及び（２）以外の場合 再造林 サガンスギ以外：５４％以内 サガンスギ　　：５９％以内 下　刈　６４％以内 ただし、（１）及び（２）の事業費は造林事業標準単価及び間接費の率を用いて算出された標準経費とする。 なお、造林事業標準単価及び間接費の率については、佐賀県造林事業実施要領第６の規定を準用する。

別表１

事業区分	事業主体	対 象 経 費	補　助　率
４　連携支援タイプ			
(1)業務連携支援対策	選定経営体（林野庁長官が定めた林業経営体の考え方に沿って、知事が選定した林業経営体）	別表２に掲げる事業を行うのに要する経費	定額 ただし、補助金額は県が別表３に定める単価及び施業実施面積等に基づき算出して得た額とする
(2)林内整理支援対策	同上	同上	同上
(3)人材確保支援対策	同上	同上	同上
(4)技術指導支援対策	同上	同上	同上

別表２

事業区分	事業種目	工種等	単位	
１間伐タイプ	(1)条件不利地対策	・搬出間伐	施行地	ha m^3
	(2)自力等対策	・切捨間伐 ・搬出間伐 ・森林作業道の開設・改良	施行地 路線	ha m^3 m
２花粉削減ﾀｲﾌﾟ	自力等対策	・伐倒、搬出集積	施行地	ha m^3
３皆伐タイプ	再造林対策	・再造林 ・下刈	施行地	ha
４連携支援タイプ	(1)業務連携支援対策	・伐採、再造林等の計画から実施までの一貫した工程調整 ・伐採、再造林等の森林所有者への説明 ・業務連携に係る事務手続等の調整	施行地	ha
	(2)林内整理支援対策	・林地残材等の整理	施行地	ha
	(3)人材確保支援対策	・再造林に係る人材の確保及び現場技術指導	施行地	ha
	(4)技術指導支援対策	・再造林に係る現場技術指導	技術指導	回

別表３

事業区分	事業種目	補助単価
４連携支援タイプ	(1)業務連携支援対策	58,000円（１ha当たり）
	(2)林内整理支援対策	305,000円（１ha当たり）
	(3)人材確保支援対策	人工造林　25,000円（１ha当たり） 下刈　8,000円（１ha当たり）
	(4)技術指導支援対策	8,000円（１回当たり）

様式第１号

番　　号
年　月　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

○○　　年度佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付申請書

○○　　年度において、下記のとおり佐賀県次代へつなぐ森林再生事業を完了したので、補助金を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　補助金交付申請内訳書　　別記のとおり

３　事業の効果

（注）　第５条第１項の規定により代理人が補助金交付申請を行う場合は、様式第２号「委任状」を添付すること。

様式第２号

委　任　状

年　　月　　日

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、次の１の事項を委任します。

１　○○　年度次代へつなぐ森林再生事業補助金の交付申請、請求及び受領に関すること。

２　次代へつなぐ森林再生事業計画承認申請書に関すること。

（代理人の名称）○○○○ □□□□　様

委任者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　申請番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注）１　番号は、申請書（次代へつなぐ森林再生事業補助金交付申請内訳書）の番号と一致させること。

２　住所、氏名は自筆とすること。

様式第３号

次代へつなぐ森林再生事業施行地転用届

第　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

住所
氏名(自署)

下記のとおり次代へつなぐ森林再生事業施行地を転用したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱の規定により届け出ます。

造林地	面積	補助金交付決定年月日 番　　号	補助金受領額	左の施行地のうち転用したい林地面積	転用の理由
		年 月 日 第　　号	円		

様式第４号

第　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

補助事業者　住所
氏名

○○　　年度佐賀県次代へつなぐ森林再生事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

○○　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定及び額の確定通知があった○○　　年度佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金について、佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　佐賀県補助金等交付規則第１３条の
　　補助金の額の確定額　　金　　円
　　（○○　年　月　日付け　第　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る
　　消費税等相当額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定
　　した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　円

４　補助金返還相当額　　金　　円

（注）別紙１「○○　年度佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」及びその他参考資料を添付すること。

別紙１

○○　　年度佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金仕入れに係る消費税等相当額集計表

事業区分	事業主体名	事　業　費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	補助率	仕入れに係る消費税等相当額	消費税確　定未確定	備　考
		円	円		円		円		
合　　計									

（注）１　当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載すること。

２　「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業者にあっては「課税」と記入すること。

３「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

４　「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

５　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

様式第５号

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付請求書

〇〇　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定及び額の確定通知があった佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請　求　額　　金　　円

金融機関
口座番号
口座名義